

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	第7条の表11の項の改正の趣旨を明らかにされたい。	化学物質の審査及び製造等に関する法律施行令第7条の表11の項下欄第5号の「表面処理剤」と「調製添加剤」のいずれもが輸入禁止製品であることを明確にするためです。
2	技術上の基準適合義務・表示義務を設ける製品として、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤のみを指定する理由を明らかにされたい。	<p>PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩が使われている製品のうち、既に在庫等の形態で製品として存在しており、今後も当該製品の使用が継続される可能性があり、かつ、環境汚染の可能性のある製品として、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が挙げられます。その取扱い等において環境汚染を未然に防止するための措置を講じることが望ましいと考えられ、技術上の基準適合義務・表示義務を設ける製品に指定致します。</p> <p>なお、技術上の基準適合義務・表示義務を設ける製品については審議会において審議しており、以下のURLで資料を公表しておりますのでご参照ください。</p> <p>【参考】令和4年度第9回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和4年度化学物質審議会第4回安全対策部会、第231回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会 資料1-1 P.4~6 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anken_taisaku/pdf/2022_04_01_01.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anken_taisaku/pdf/2022_04_01_01.pdf</a></p>
3	外国の事例を集めて一番厳しい基準に合わせてください。	各国における規制情報につきましては、引き続き情報収集に努めてまいります。

<p>4</p>	<p>この度はパブリックコメントの機会を与えて頂きまして誠に有難うございます。改正政令の施行期日について、コメントさせていただきます。</p> <p>令和5年9月1日に経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室から公表されている資料（化審法の施行状況（令和4年度））の24ページに政令改正スケジュールが記載されており、「PFHxSとその塩の第1種特定化学物質への指定、エッセンシャルユースの指定、輸入禁止製品等に係る措置」は、令和6年春以降に改正政令施行と記載されています。</p> <p>一方、本パブリックコメントの対象となる令和5年9月15日に公表された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要」には、「PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩」が第一種特定化学物質に指定される政令の施行期日（予定）が令和6年1月中旬と記載されています。この半月で何らかの理由により施行期日が数か月早まったと理解しますが、令和6年春以降の施行に向けてBAT報告書提出等に向けた事前準備を行っている企業もある中で、あまりにも唐突な変更であり、このような突如の施行期日変更はサプライチェーンを含め、大きな混乱を招く事態になり得ます。混乱を防ぐためにも、政令の施行期日（予定）につきましては、当初計画の令和6年春以降で進めて頂きたく、ご検討を宜しくお願い致します。</p>	<p>原案のとおりいたします。</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律では、第一種特定化学物質に該当する化学物質が他の化学物質に副生成物として含まれる場合であって、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減している等と認められる場合は、第一種特定化学物質として取り扱わないこととしています。「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて(お知らせ) 平成31年3月29日版」に記載のとおり、副生する第一種特定化学物質が微量に含まれることが認められた場合には、速やかに第一種特定化学物質の含有量の低減方策等とあわせて自主管理上限値を設定し、その旨を文書（以下「BAT報告」という。）で厚生労働省、経済産業省及び環境省に提出することを求めています。副生したPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩を含有する化学物質の製造・輸入に係るBAT報告については、これらを第一種特定化学物質に指定する政令案の公布、施行前である令和5年9月15日付けで事前相談を受け付ける旨のお知らせを行っておりますので、必要に応じ、ご相談いただければ幸いです。</p> <p>ペルフルオロ（ヘキサノール-1-スルホン酸）（PFHxS）若しくはその異性体又はこれらの塩に係るBAT報告書の事前相談について  <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/class1specified/230915_pfhxs_oshirase.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/class1specified/230915_pfhxs_oshirase.pdf</a></p>
----------	--	---